


所管部課	子ども生活部子育て支援課	部長	榎本 豊			
件名	東大和市義務教育就学児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市義務教育就学児医療費助成条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>第三者行為に関する事務について、規則で規定されていなかった部分について規定する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者行為により生じた事由で医療費助成を受けたときの手続き等の明文化。 ・それに伴い必要となる様式を定める。 <p>(2) 施行日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年10月1日から施行する。 <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に行っている事務を明文化するため、実質的影響はない。 						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都より通知あり。 ・規則の案文については、文書課において審査済。 						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに公布の事務を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。